

提出日(西暦)	2021年 8月31日
---------	-------------

品質管理システム概要書 (2021年 3月 31日現在)

監査事務所名 監査法人ハイビスカス
代表者名 堀 俊介

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する方針及び手続を定めており、当法人の品質管理システムの整備及び運用に関する最終的な責任は社員会が負う旨を規定しております。また、品質管理担当責任者として当法人の代表社員である阿部海輔が社員会により選出されております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

当法人の社員及び職員(非常勤を含む)は独立性を遵守し行動することを誓約するため、監査契約を締結しているクライアントごとに「利害関係に関する確認書」を提出しております。業務執行社員のローテーションについては、平成19年4月1日開始事業年度の監査業務より、公認会計士法上の大会社等に係る監査業務については7年を超えて業務執行しない旨の交代ルールを定めております。また、大会社等以外の監査業務に係る監査業務については、業務執行社員が7年を超えて継続的に同一の監査業務に従事している場合には、独立性に対する脅威について社員会で検討し、必要と認められる場合には交代を通知する旨を定めております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人の品質管理規程において、監査契約の新規の締結及び更新についての方針及び手続を定めており、当法人の規模、専門的な知識・能力及び経験を要求される監査業務への対応する監査実施者の確保の状況、並びに関与先の誠実性等の重要事項を考慮し、監査契約の審査を受けることとしております。また、監査契約の新規の締結については社員会の承認を得ることとしております。

不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る契約の締結及び更新については、不正リスクを考慮したリスク評価を実施すること、リスクの程度に応じて審査担当者等の監査チーム外の適切な者が評価の妥当性を検討することとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人の品質管理規程において、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任についての方針及び手続を定めており、監査実施者として職員（非常勤を含む）を採用する場合には、監査業務を遂行するのに必要な能力と誠実性を備えた人材を採用するため、採用前に社員会の承認を要することとしております。

不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、不正に関する教育・訓練を通じて得られた職員の知識及び能力を監査責任者が考慮することがある旨定めております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の質の確保、職業的専門家としての基準及び法令等への準拠及び適切な意見表明のために遵守すべき事項を定めた「品質管理規程」に基づき実施しております。

不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者が監督責任を負うこととしております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人の品質管理規程において、監査実施者の判断に困難が伴う重要な事項、法的な見解が必要な場合等については、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、その最終見解の文書化を実施する旨を定めております。

不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて当法人内外の適切な者に問合せを行い、入手した見解を検討する旨を定めております。

(3) 審査の方針及び手続

当法人の審査は、当法人が定めた「品質管理規程」に基づき、コンカリング・パートナー制により意見形成を行っております。

不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者が不正リスク対応基準で要求されるリスク評価及びリスク対応手続等を実施しているかどうか検討しなければならないこと、必要に応じて社員会による審査を実施する旨を定めております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人の品質管理規程において、監査実施者間や専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は監査責任者と審査の担当者との間の監査上の判断が相違する場合には、当該事項を監査報告書作成前に監査責任者以外の法人内の社員との協議や他の監査事務所等への専門的な見解の問合せにより解決する旨を定めております。この場合、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処に関する文書を作成し保管する旨を定めております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人の品質管理規程において、監査ファイルの管理の単位、最終的な整理を完了する期限、監査調書に変更を加えることができる事項、最終的な整理の完了基準、事後的な変更があった場合の手続を定めております。

また、監査調書の管理方法として、安全性や機密性、情報の完全性等を確保するための手続、監査調書の運搬方法等に関する手続を定めております。

なお、監査調書は10年間保存することとし、保存期限を延長する場合の手続及び廃棄の際には品質管理担当責任者の承認が必要である旨を定めております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理システムに係るそれぞれの方針及び手続が、適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ有効に遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理担当責任者が日常的に監視及び定期的に検証を行い、検出された事項については速やかに社員会へ報告し協議することとしております。

不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、定期的検証により監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならないこととしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人の品質管理規程において、当法人内外からもたらされる情報を受け付ける担当責任者を設け、適切に対処することとしております。

不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正リスクに関連して当法人内外から寄せられた情報の受付、関連する監査責任者への伝達、検討結果を品質管理責任者へ報告することとしております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人の品質管理規程において、監査人の交代により、当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合には、いずれも十分な引継を行わなければならない旨を定めております。なお、具体的な引継事項等の内容は、「監査人の交代」監査基準委員会報告書900によることを併せて規定しております。

不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況の品質管理担当責任者への報告及び当該報告の事実確認を行う旨定めております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人の品質管理規程において、共同監査に関する方針と手続を定めております。なお、2021年3月31日現在において、当法人は他の公認会計士又は監査法人との共同監査契約はありません。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当法人は設立以来、組織再編を行ったことはなく、また当面その計画もないことから、具体的な方針や手続きは規定しておりません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3) 審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図 (A4判に限る。) を添付することができる。
2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業 (非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。) の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を「不正リスクへの対応」という見出し等を付して明瞭にすること。
3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。
4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。